

みんなが笑顔で過ごすために。

11月は児童虐待防止推進月間です

厚生労働省では、毎年11月を児童虐待防止推進月間と定め、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など、様々な取り組みを実施しています。

また昨年から、しつけと称した子どもへの体罰・暴力も法律で禁止されました。

虐待かも？と思ったら、地域福祉課へすぐにお電話ください。匿名での連絡も可能であり、連絡者の秘密は守られます。

問い合わせ先 地域福祉課 小松・高岡



全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、女性の人権問題解消に向けて、下記のとおり電話相談の強化週間を実施します。

期間：11月12日（金）から18日（木）までの7日間

時間：【平日】午前8時30分から午後7時まで

【土・日曜日】午前10時から午後5時まで

開設場所：【平日】高知地方法務局人権擁護課

【土・日曜日】高松法務局人権擁護部

電話番号：0570-070-810

（全国共通ナビダイヤル）

※一部のIP電話からは御利用できない場合があります

- ドメスティック・バイオレンス
- セクシュアル・ハラスメント
- ストーカー ●離婚問題 ●暮らしの悩みごとなど

女性をめぐる人権問題についてご相談ください
相談は無料です。また、秘密は厳守します。

問い合わせ先 高知地方法務局人権擁護課

☎ 088-822-3503

「とどけよう やさしいところ おもいやり」

（令和3年度犯罪被害者等支援に関する標語）

11月25日から12月1日までの1週間は、「犯罪被害者週間」です。

あなたやあなたの大切な人も含め、誰もがある日突然、犯罪に巻き込まれる可能性があります。犯罪被害者の方が置かれている状況について理解を深め、平穏な生活を取り戻せるよう、みんなで支え合う社会を実現していきましょう。みなさんの理解が、犯罪被害者の方の支えとなります。秘密は厳守されますので、ご安心ください。

	相談窓口	連絡先 相談時間
大豊町	地域福祉課 福祉班	72-0450（内線161） 8:30～17:15（平日のみ）
犯罪被害全般	警察 警察総合相談窓口電話	088-823-9110 #9110 （24時間対応）
	警察 犯罪被害者ホットライン	088-871-3110 8:30～17:15（平日のみ）
	高知県 犯罪被害者等支援相談窓口	088-823-9340 9:00～12:00、 13:00～16:00 （平日のみ） ※面接相談は要予約
	こうち被害者支援センター	088-854-7867 10:00～16:00 （平日のみ） ※面接相談は要予約
性犯罪被害	警察 性犯罪被害相談電話	#8103（ハートさん） （24時間対応）
	性暴力被害者 サポートセンターこうち	080-9833-3500 0120-835-350 （24時間対応）

権利擁護窓口 やまがら

権利擁護窓口「やまがら」では、『あなたが、安心して自分らしく暮らし、当たり前の権利を守る』ために、生活の中のお悩みについて一緒に考えます。

- 成年後見制度のこと ●虐待のこと
- ドメスティック・バイオレンス
- 障害者差別解消 ●消費者被害防止 など



問い合わせ先 地域福祉課 権利擁護窓口 やまがら

みんなで防ごう 高齢者虐待

高齢者虐待とは、高齢者の尊厳を侵す深刻な問題です。特定の人や家族で起こるものではなく、どこのお家庭でも起こりうる身近な問題です。高齢者虐待の起こる要因は様々ですが、介護をしている家族などが心身とも疲労し、精神的に追いつめられ、その結果虐待に至ってしまうというケースも少なくありません。

高齢者虐待はどうして起こる

次のような様々な要因が重なりあって起こるとわれています。

例えば…

性格や生活歴 ……介護者及び高齢者本人の性格や、これまでの生活歴

経済的困窮 ……高齢者本人や介護者の経済的困窮

家族・親族との関係 …他の親族の無関心が、介護者を孤立させ、問題を抱え込む

高齢者の身体状況 ……身体的な配慮が必要な場合や認知症による言動の混乱など

介護負担 ……介護疲れや介護力の不足、介護者の持病等により、介護者のストレス

どんなことが「高齢者虐待」にあたるのでしょうか？

- 【**身体的虐待**】 叩く、つねる、殴る、蹴るなどの暴力
家から出さない、ベッドに縛りつけるなどの身体拘束
- 【**心理的虐待**】 怒鳴る、ののしる、侮辱するなどの言葉の暴力
- 【**性的虐待**】 合意のないあらゆる形態の性的な行為
- 【**介護・世話の放棄、放任**】 必要な食事、入浴や排せつなどの世話をしない
必要な治療を受けさせない
衛生状態の悪い劣悪な環境で生活させる
- 【**経済的虐待**】 高齢者の年金や預貯金などを勝手に使う、財産を無断で処分する

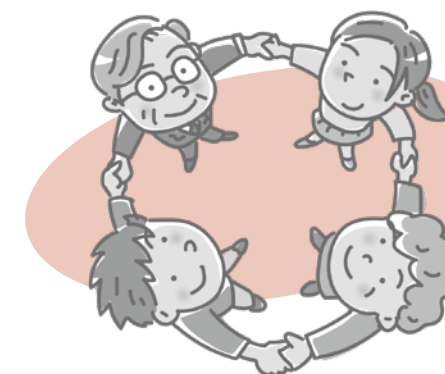


『虐待者＝“悪者”』ではありません

虐待をするに至った背景には、様々な要因が考えられます。誰にも相談できず、虐待者が抱え続けている複雑な問題についても配慮する必要があります。

高齢者虐待を防ぐためにできること

- 1 声をかけ合えるご近所づきあい
- 2 小さな変化に気づく
- 3 もしかしたら・・・と思ったらまず相談



気になることがあれば、地域福祉課地域支援班へご相談ください